

**イ 高圧ガス施設の震災対策**  
 高圧ガス事業所（第一種製造事業所や第一種貯蔵所など）は、東京都震災対策条例に基づき、防災計画の作成が必要となる。また、高圧ガス事業所のうち第一種製造事業所に対しては、高圧ガス保安法により「危害予防規程」の提出が義務付けられている。

**ウ 火薬類、猟銃等の規制指導**

**(ア) 火薬類の指導取締り**

火薬類は、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づき、製造、販売、貯蔵、輸入、消費、廃棄及びその他の取扱いについて厳しく規制されている。都は、同法に基づき、許認可、届出の受理、完成・保安・立入の各検査などを行っている。

**(イ) 猟銃等の指導取締り**

猟銃等（猟銃、捕鯨砲、もり銃、と殺銃及び空気銃）は、銃砲刀剣類所持等取締法（公安委員会所管）により所持が規制されるとともに、武器等製造法により製造、販売、その他の取扱いが規制されている。都では、武器等製造法に基づく製造、販売等の許可及び許可事業者への定期的な立入検査を行っている。

**(7) 公害防止管理者**

**ア 法律に基づく公害防止管理者等の設置**

法律の制度は、公害防止管理者とこれらの者を統括管理する公害防止統括者及び一定規模以上の工場においては公害防止主任管理者を設置し、公害防止組織を整備することとしている。

**イ 条例に基づく公害防止管理者の設置**

中小企業の多い東京の現状から、中小規模の工場も公害防止管理者の設置対象としている。環境確保条例では、条例で規定する工場のうち、公害を発生させる可能性の高い工場に、公害防止管理者の設置を義務付けている。

**(8) 一般廃棄物対策**

**ア 一般廃棄物の現状**

23区は、平成12年4月に清掃事業が都から区へ移管されたことに伴い、東京二十三区清掃一部事務組合を設立し、各区がごみの収集・運搬、資源の回収を行っている、東京二十三区清掃一部事務組合がごみの中間処理（焼却・破砕など）を行っている。

多摩地域では、多くの市町村において一部事務組合による共同処理が行われている。最終処分場については全市町村において単独又は共同で確保されている。島しょ地域では、各町村が焼却施設を有し、可燃ごみの全量焼却が可能となっている。

**イ 財政的支援**

適正処理、公害防止、広域処理の観点から市町村が行う施設整備に対して、財政的な補助を行っている（廃棄物処理施設整備事業）。また、区部や多摩地域に比べごみの減量やリサイクルの施策が遅れている島しょ地域町村に対し、廃棄物の減量推進や適正処理等の事業を補助対象として補助を行っている（ごみ減量化推進対策事業）。

**ウ 一般廃棄物処理施設の設置許可・届出及び維持管理指導**

一般廃棄物処理施設を設置・変更しようとするときは、中核市である八王子市内の施設を除いて、事業者の場合には都知事の許可、区市町村等の場合には都知事への届出が必要とされている。

また、一般廃棄物処理施設の施設管理者は、法令等の基準を遵守することに加えて、申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該施設の維持管理を適正にしなければならない。さらに、焼却施設及び最終処分場等の許可施設について、都による定期検査が義務付けられ、都はこれまでの立入検査と併せて施設管理者に対して一般廃棄物処理施設の適正な維持管理が図られるよう指導を行っている。

**エ 浄化槽の設置及び維持管理指導**

市町村の地域における浄化槽設置及び維持管理指導に関する事務のほか、浄化槽の設置に係る補助、浄化槽保守点検業者の登録・指導等の事務を行っている。

**(9) 産業廃棄物対策**

都内から排出される産業廃棄物の特徴は、上下水汚泥は排出量全体の約55%、主に建設業から排出されるがれき類は約24%、建設汚泥は約11%を占め、これらの廃棄物で約90%を占めている。上下水汚泥は排出量のほとんどが脱水等の中間処理により都内で99%以上減量されている。がれき類は約99%が再利用されており、建設汚泥も減量化や再生利用により最終処分量は排出量の約1.0%となっており。しかし、上下水汚泥と建設汚泥、がれき類で最終処分量の約25%を占めている。

**ア 排出事業者・処理業者への指導**

排出事業者及び処理業者は、産業廃棄物を保管・運搬・処分するときには、法令で定める基準等を遵守し、適正に処理しなければならない。  
都は、不適正処理を防止するため、その基準等の周知を図るとともに、立入検査等により規制指導を実施している。

**イ 産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理施設の設置許可**

(ア) 産業廃棄物処理業の許可  
産業廃棄物処理法の規定により、産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。処理業は産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の4種類に区分される。

(イ) 産業廃棄物処理施設の設置許可  
産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、生活環境影響調査を実施した上で知事に対して許可を申請することになっている。さらに、焼却施設、最終処分場、ポリ塩化ビフェニル処理施設、廃水銀等の硫化施設及び廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設を設置する場合には、告示・縦覧とともに、関係区市町村、利害関係者及び専門家からの意見聴取が必要となっている。

**ウ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理**

産業廃棄物処理法では、PCBを含む廃棄物は「特別管理産業廃棄物」とされており、事業者は「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任し、厳格な管理を行うことが義務付けられている。

また、PCB特別措置法では、PCB廃棄物を保管している事業者が毎年度、保管の状況を届け出ることや、都知事がPCB廃棄物の保管状況を公表することとされている。

**エ アスベスト廃棄物対策**

産業廃棄物処理法のほか、「建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針」に基づき、排出事業者に対しアスベスト廃棄物の適正処理を指導している。

また、「東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱」に基づき、排出事業者に対し「特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書」と「廃石綿等処理計画書」の提出を求め、飛散性アスベスト廃棄物の適正処理を確認している。

**(10) 廃棄物の最終処分**

中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場において、23区及び東京二十三区清掃一部事務組合から委託を受けた廃棄物や都内の中小事業者が排出する産業廃棄物等の埋立処分を行っている。

**ア 中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場**

中央防波堤外側埋立処分場は、昭和52年10月から埋立を開始し、令和6年度末現在、約5,550万トン埋立処分している。新海面処分場は、全体で480haであるが、廃棄物処理法に基づく廃棄物の埋立を行う面積は、Aゾーンの319haからEゾーンまでの319haである。

**イ 廃棄物等の埋立処分計画**

埋立処分場の計画的使用とその延命化を目的として、廃棄物等の埋立処分計画を策定している。計画の期間は、令和4年度から令和18年度までの15年間で、令和8年度までの5年間については年度ごとに定め、その後の10年間については5年間分をまとめて計画している。

Ⅲ 公益財団法人東京都環境公社について

1 環境公社の概要

環境公社は、昭和 37 年 5 月に財団法人東京都環境整備事業協会として設立された団体で、昭和 48 年に財団法人東京都環境整備公社に社名を変更した。平成 24 年には、公益法人制度改革に伴い、財団法人から公益財団法人に移行するとともに、公益財団法人東京都環境公社に社名を変更した。

環境公社の目的は、地球温暖化防止活動の推進、省資源化と資源の循環利用の促進等、環境に係る事業を通じて、快適な都市環境の向上に貢献し、もって環境負荷の少ない都市東京の実現に寄与することである。

表 A-3-1 環境公社の概要

設立及び主な沿革	昭和37年 5 月 財団法人東京都環境整備事業協会設立 昭和48年12月 財団法人東京都環境整備公社へ法人名変更 平成24年 4 月 公益財団法人へ移行、東京都環境公社に法人名変更
基本財産	356, 000 千円
出捐者	東京都 (356, 000 千円 100%)
理事長	小川謙司
役員・評議員	理事 7 名、監事 2 名、評議員 8 名
職員数	460 名 (常勤 389 名、非常勤 71 名、令和 7 年 3 月 31 日現在) (うち都派遣職員 67 名)

環境公社提供資料より監査人作成

2 環境公社の事業

(1) 公益目的事業

ア 環境調査研究事業

(ア) 環境調査研究・技術支援事業

東京都における大気、水質、ヒートアイランド現象、エネルギー等の研究などを幅広く実施し、研究発表会等により研究成果を発信し、広く都民等へ知見の提供を行っている。

(イ) 外部資金導入研究事業

環境施策の推進や効果の実証を目的として、公的機関等からの外部資金を導入した研究を促進することにより、研究のレベル向上と研究成果の一層の活用を図っている。

(ウ) 自主研究事業

萌芽研究・先行的研究として、公社における研究体制の更なる充実と研究の質的向上を図るため、研究員の独創的なアイデアにより知見を集積する研究や公社事業に資する実践的な研究等を実施している。

プロジェクト研究として、気候変動の要因や影響を与えるエネルギー、自然、環境リスク分野などの横断的・総合的な調査研究を進め、将来的に東京都の環境施策に貢献していく研究を実施している。

(エ) 気候変動適応促進事業

気候変動の影響や適応に関する情報の収集、整理、分析等を実施し、都と連携して区市町村や都民等に広く情報を発信している。

イ 広報普及等事業

(ア) 区市町村との連携による環境政策加速化事業

都と連携し、広域的な環境課題に取り組む区市町村等に対し補助を実施している。

(イ) 環境学習事業

次世代を担う子供たちへの環境教育の充実に向けて、「小学校教員向け環境教育研修会」を実施するとともに、都民が環境を学べる機会を積極的に提供するため、「都民を対象としたテーマ別環境学習講座」を実施している。

- (ウ) 水・大気等環境改善事業  
以下の補助・助成を実施している。
- ・ P F O S 等含有泡消火薬剤の転換促進事業
- ・ 以下の事業を実施している。
- ・ Clear Sky 実現に向けた大気環境改善促進事業
- ・ 液化石油ガス保安に関する普及啓発事業
- ・ フロンガス排出抑制普及啓発事業

(エ) 環境関連施設の見学事業  
東京都廃棄物物理処分場の延命化やごみの減量等に向け、都民や小学生を対象とした埋立処分場及び廃棄物処理施設の見学案内業務を実施している。

- (オ) 産業廃棄物適正処理講習会事業  
以下の事業を実施している。
- ・ 産業廃棄物管理責任者講習会
- ・ 産業廃棄物処理業者向け講習会
- ・ 産業廃棄物処理業新入社員向けスタートゥアップ研修会

(カ) TOKYO海ごみゼロプロジェクト  
東京の海に新たなプラスチックごみを流出させないよう、東京の海ごみ問題を「見える化」して、都民に広く啓発するとともに、区市町村、NPO等と連携し、海ごみや河川ごみの清掃活動への参加につなげる「TOKYO海ごみゼロプロジェクト」を実施している。

**ウ 地球温暖化防止活動事業**

- (ア) 都民のゼロカーボンプロジェクト推進事業  
以下の事業を実施している。
- ・ 建築物環境報告書制度等に係る総合相談窓口の設置・運営
- ・ 建築物環境報告書制度に係る普及啓発事業
- ・ 太陽光発電設備アドバイザー支援事業
- ・ 太陽エネルギー普及促進事業
- ・ 家庭へのHTTPプロジェクト促進事業
- ・ 地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業
- ・ 中小規模地域家電店と連携した地球温暖化対策  
以下の補助・助成を実施している。
- ・ 東京ゼロエミ住宅導入促進事業

- ・ 東京ゼロエミ住宅普及促進事業
- ・ 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業
- ・ 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業
- ・ 既存マンション省エネ・再エネ促進事業
- ・ 賃貸住宅における省エネ化・再エネ導入促進事業
- ・ 家庭のゼロエミプロジェクト推進事業
- ・ 家庭の節電プロジェクト（デマンドレスポンス）事業

(イ) 事業者の脱炭素化促進事業  
以下の事業を実施している。

- ・ 省エネ・再エネワンストップ相談窓口
- ・ 中小規模事業所への省エネ推進事業
- ・ BIMを活用した省エネ建築設計・実装支援事業
- ・ 再エネ由来電力普及促進モデル事業  
以下の補助・助成を実施している。
- ・ 環境に配慮したエネルギーソリューションづくりに向けた設備等導入支援事業
- ・ ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業
- ・ 中小規模事業所向け廃熱有効利用設備導入支援事業
- ・ 中小規模事業所のゼロエミッションペリカル化支援事業
- ・ 中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業
- ・ 建築物環境報告書制度推進事業
- ・ 集合住宅における再エネ電気導入促進事業
- ・ 使用済住宅用太陽光パネルリサイクル促進事業
- ・ 地産地消型再エネ増強プロジェクト
- ・ 地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業
- ・ 区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業
- ・ 再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業
- ・ 再エネ電源都外調達事業（都外PPA）
- ・ 島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業
- ・ 再エネ導入拡大を見据えた系統用大規模蓄電池導入支援事業
- ・ 小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業
- ・ スマートエネルギーネットワーク構築事業
- ・ 地域熱供給事業における脱炭素対策先導事業
- ・ 蓄熱槽等を活用したエネルギーマネジメント推進事業
- ・ 企業の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業

- ・アグリゲーショントピジネス実装事業
- ・蓄電池等の分散型エネルギーソースを活用したアグリゲーショントピジネス支援事業
- ・新エネルギー推進に係る技術開発支援事業
- ・バイオ燃料活用における事業化促進支援事業
- ・企業の Scope3 対応に向けた航空貨物輸送での S A F 活用促進事業
- ・ A i r ソーラー社会実装推進事業
- ・次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業
- ・省エネ型 V O C 排出削減設備導入促進事業
- ・省エネ型ノンフロン機器普及促進事業

(ウ) ゼロエミッションモビリティ推進事業  
以下の補助・助成を実施している。

- ・ Z E V 普及促進事業
- ・ Z E V ごみ収集車実装支援事業
- ・空港等における F C E ビリティ早期実装化支援事業
- ・次世代タクシーの導入促進事業
- ・低公害・低燃費車の普及促進事業
- ・運輸・物流分野における脱炭素化支援事業
- ・充電設備普及促進事業

(エ) 水素エネルギー普及拡大事業  
以下の事業を実施している。

- ・水素エネルギー普及啓発事業
- 以下の補助・助成を実施している。
- ・デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業
- ・水素を活用したスマートエネルギーリア形成推進事業
- ・再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業
- ・グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業
- ・水素ステーション設備等導入促進事業
- ・水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業

**エ 自然環境の保全等事業**

(ア) 自然環境の保全等事業  
以下の事業を実施している。

- ・保全地域体験プログラムの運営

- ・森林・緑地保全活動情報サイト「里山へ GO !」運営
- ・東京グリーンソング・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラムの運営
- ・保全地域サポーター運営業務
- ・保全地域コーディネーター業務
- ・保全地域活用フェイルドの管理等業務
- ・保全地域林縁部の保全
- ・保全地域におけるナラ枯れ被害木対応業務
- ・保全地域におけるアライグザ捕獲等調査
- ・保全地域における自然再生事業
- ・保全地域における希少種対策
- ・保全地域における外来種対策

**オ 資源の循環利用に関する事業**

(ア) サークュラーエコノミー推進事業  
以下の事業を実施している。

- ・サーキュラーエコノミーの推進に係る情報発信・相談マッチング事業
- ・ 3 R アドバイザーによる事業系廃棄物の 3 R 推進

以下の補助・助成を実施している。

- ・サーキュラー・エコノミーの実現に向けた社会実装化事業
- ・小売ロス削減総合対策
- ・プラ製容器包装等・再資源化支援事業
- ・資源循環・廃棄物処理の D X 推進事業
- ・サーキュラー・エコノミーへの移行推進

(イ) 資源循環分野等における国際連携事業  
都の資源循環分野等における国際連携として、海外諸都市を対象に都の環境政策に関する情報発信、ワークショップ、研修、都内施設見学受け入れなどを実施している。

(ウ) 中防内側諸事業  
中央防波堤内側理立地における、中間処理施設等の廃棄物処理を安全かつ安定的に行うことを目的として、廃棄物の受け及び環境保全対策等の業務を実施している。

(エ) 不燃ごみ処理センター運転管理事業  
 中防及び京浜島不燃ごみ処理センターの2施設において、東京23区内の一般家庭等から排出された不燃ごみを適正に処理するとともに、鉄・アルミを回収して資源物を可能な限りリサイクルしている。

(オ) 管路収集輸送施設運転管理等事業  
 臨海副都心地域（青海・台場・有明）の集合住宅等から排出される廃棄物を処理するため、管路収集輸送施設の運転管理業務及び各建物に設置されている、ごみ貯留ドラム等の利用者設備の保守点検業務を実施している。

**カ 廃棄物の適正処理及び処理技術の支援等事業**

(ア) 廃棄物処理施設等技術支援事業  
 廃棄物処理施設の建設や維持管理、施設の整備計画に伴う基礎調査・基本設計等の技術支援業務について、市町村等から受注し、実施している。

(イ) 産業廃棄物処理業者優良性基準適合認定制度事業  
 第三者評価機関として、都が定める優良性基準に適合する産業廃棄物処理業者を認定するとともに、排出事業者に対して情報提供を行っている。

(ウ) 微量PCB廃棄物処理支援事業  
 都内中小企業者から発生した微量PCBを含む廃絶緑油等の処分や微量PCBを含むおそれのある絶縁油の濃度分析を実施した者に対して、その経費の一部を助成している。

(エ) 医療廃棄物適正処理推進事業  
 都内大規模病院や都内診療所等から排出される医療廃棄物について、排出から最終処分までを電子マネーフレスト等によって追跡管理し、その処理状況を排出事業者へ報告している。

(オ) 中防外側諸事業  
 東京都廃棄物理立処分場における廃棄物処理を安全かつ安定的に行うことを目的として、廃棄物の受入、埋立作業及び環境保全対策等の業務を実施している。

(カ) 浄化槽法定検査事業  
 浄化槽法の指定検査機関として浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査を実施している。

(キ) 河川環境保全事業  
 東京都の代表的な河川である隅田川や神田川等29河川の浮遊ごみ等回収処理作業及び河川清掃に使用する船舶、分室等の保守管理業務を実施している。

(ク) 清掃工場計器保全事業  
 特別区の清掃工場や民間企業等が所管する施設に設置されている排ガス分析計等の保守点検業務を実施している。

(ケ) 施設搬入不適用物調査事業  
 特別区の各清掃工場及び不燃ごみ処理センターの安定稼働を目的として、車両により搬入される一般廃棄物の不適用物の検査業務を実施している。

**(2) 収益事業**

**ア 公益目的事業の推進に資する事業**

(ア) 社有地の活用事業  
 水素社会の実現に向けたインフラ整備を図ることを目的として、運営事業者のENEOSとの事業用地賃貸借契約に基づき、江東区潮見の事業用地の一部を都内初のガソリンスタンド併設型水素ステーションとして貸し出している。

3 環境公社の財務状況

環境公社の令和4年度から令和6年度までの財務状況は、表A-3-2 (正味財産増減計算書) 及び表A-3-3 (貸借対照表) のとおりである。

表A-3-2 令和4年度から令和6年度の正味財産増減計算書の推移

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	799	178	0
② 特定資産運用益	175	443	1,815
③ 事業収益	8,573,718	6,174,114	6,935,315
④ 受取補助金	503,374	3,274,008	4,461,880
⑤ 受取負担金	99,889	139,388	365,986
⑥ 雑収益	3,165	1,396	1,912
経常収益計	9,181,121	9,589,529	11,766,910
(2) 経常費用			
① 事業費	8,088,563	9,734,668	11,692,813
② 管理費	25,232	29,467	36,022
経常費用計	8,113,795	9,764,135	11,728,835
当期経常増減額	1,067,106	△175,074	27,380
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 固定資産売却益・受贈益	898	0	412
経常外収益計	898	0	412
(2) 経常外費用			
① 固定資産除却損	2,706	23,804	31,645
② その他経常外費用	2,024	10,681	14,974
経常外費用計	4,730	34,486	46,620
当期経常外増減額	△3,832	△34,486	△46,207
税引前当期一般正味財産増減額	1,063,274	△209,560	△18,827
法人税等	320	320	274
当期一般正味財産増減額	1,062,954	△209,880	△19,101
一般正味財産期首残高	4,576,606	5,639,560	5,429,679
一般正味財産期末残高	5,639,560	5,429,679	5,410,578

表A-3-3 令和4年度から令和6年度の貸借対照表の推移

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
I 資産の部			
1. 流動資産	4,661,469	5,809,556	7,139,759
2. 固定資産	221,295,717	321,965,875	346,182,688
(1) 基本財産	356,026	356,000	356,000
(2) 特定資産	219,229,258	319,717,809	343,877,417
うち預り基金積立資産	217,798,692	318,510,641	342,930,034
うちその他	1,430,565	1,207,167	947,383
(3) その他固定資産	1,710,433	1,892,065	1,949,270
資産合計	225,957,187	327,775,431	353,322,448
II 負債の部			
1. 流動負債	2,040,405	3,328,144	4,359,678
2. 固定負債	217,921,194	318,661,607	343,196,191
うち預り基金	217,798,692	318,510,641	342,930,034
うちその他	122,501	150,965	266,157
負債合計	219,961,600	321,989,752	347,555,870
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	356,026	356,000	356,000
2. 一般正味財産	5,639,560	5,429,679	5,410,578
正味財産合計	5,995,587	5,785,679	5,766,578
負債及び正味財産合計	225,957,187	327,775,431	353,322,448

環境公社「財務諸表」より監査人抜粋

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産運用益	745	151	0
② 一般正味財産への振替額	△799	△178	0
当期指定正味財産増減額	△54	△26	0
指定正味財産期首残高	356,080	356,026	356,000
指定正味財産期末残高	356,026	356,000	356,000
III 正味財産期末残高	5,995,587	5,785,679	5,766,578

環境公社「財務諸表」より監査人抜粋

第3 監査の結果

I 環境局全体について

(1) EBPM

ア 概要

Evidence-Based Policy Making (EBPM) とは、内閣官房行政改革推進本部事務局の「EBPMガイドブック」によると、①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果がある政策手段は何かなど、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組とされている。

エビデンスとは、因果関係の裏付けとなるものである。狭義のエビデンスとは、政策手段の有効性を示す根拠をいい、後述するロジックモデルにおいては、各構成要素間の「矢印」が成立する根拠となるものである。広義のエビデンスとは、政策の必要性を示す根拠も含む。

エビデンスを収集することは政策効果を把握する上で重要ではあるが、政策効果を把握するためには、まずは政策の手段や目的を記述し、政策のどの部分の評価を行うかを設計することが必要とされる。そのための一つのツールとして、ロジックモデル（インプット（投入資源）、アクティビティ（活動）、アウトプット（活動による産出物）、アウトカム（政策効果）の間における論理的関係を簡潔に表現する説明図）を活用することが考えられる。

例えば都においては、保健医療局が所管する東京都がん対策推進計画（第三次改定）（令和6年3月）において、ロジックモデル及び評価指標の一覧が公表されている。同ロジックモデルでは、個別施策のアウトプットが中間アウトカム、分野別アウトカム、最終アウトカムにどのように論理的につながっているかが明示され、それぞれのアウトカムを評価するための指標＝エビデンスも併記されている。

同計画におけるロジックモデルの一例を示すと、最終アウトカムの一つを「がん死亡率の減少」として、最終アウトカム指標に「がんの75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対）、データソースを「国立がん研究センターがん情報サービス」と設定し、そこに結びつく形で「がん種別罹患率の減少（胃・大腸・肺・女性乳房）」等の分野別アウトカム指標を置いている。分野別アウトカム指標に対しても「喫煙率の減少」等の中間アウトカムが紐づき、中間アウトカムには「喫煙が健康に与える悪影響の理解促進に向けた関係機関と連携した普及啓発の実施」といった個別の施策がアウトプット指標と共に関連付けられ、全体として個別施策から最終アウトカムまで論理的なつながりが明確となっている。

イ 監査の結果

EBPMは、より機動的で柔軟な政策形成・評価、いわゆるアジヤイル型政策形成・評価を通じて政策の効果を最大化するアプローチとして、政府においてもEBPM推進委員会が設置されるなど重要視されている。一般的には、根拠の不明確な目標では、PDCAサイクルを回しても、評価・分析が後付けの理由に終始し、適切なチェックとならず、適切なアクションにも結び付かない。その結果、現状維持を前提としたスタティック（静的）な政策形成・評価となってしまう、問題を先送りし、現在や将来の社会に不利益をもたらすことになりかねない。

一方、EBPMを通じてロジックモデルが整理された根拠のある目標であれば、評価・分析や見直し自体が目的化しないよう留意しつつ、状況の変化を含めてより的確な評価・分析と適切なアクションが可能となる。その結果、政策を機動的で柔軟に立案・修正できるよう、実効性のあるPDCAサイクルを回し、ダイナミック（動的）な政策形成・評価を実現し、政策効果を最大化することができる。また、EBPMはロジックモデルにより投入資源から政策効果までの論理的なつながりを明示するものであるから、住民の目線に立つても、財源が何を目的として使われているか、政策の効果は発現しているのかといった理解を促進することができるため、行政の透明性の向上も図ることができる。

このように、EBPMの推進は今後の政策の形成・評価において不可欠であり、2050東京戦略のビジョンである「世界で一番の都市・東京」を実現する上で、都は国や他の自治体に先駆けて率先して取り組み、様々な先行事例を示していくことが期待される。そこで、環境局が所管する各種計画について、EBPMの観点から改善すべき事項があるか検討を実施した。

まず、ゼロエミッション戦略 beyond カーボンハーフでは、「2035年の目標までに温室効果ガス排出量を60%以上削減（2000年比）」を最終目標として掲げ、その達成に向けた31の個別目標を設定した上で、取り組むべき10の政策と主な取組、特に集中的に取り組む8つの重点プロジェクトを挙げている。このように最終目標と個別目標、政策に関連性を持たせている点はEBPMの考え方に沿ったものと言える。

一方、最終目標は定量的であるため、主な取組がどの目標につながり、どの程度の排出量の削減を見込むのか、目標・政策・重点プロジェクト・理念・アプローチといった概念が最終目標の達成に向けてどのように関連しているのかなどを、対外的に分かりやすく示していくことが望ましい。また、排出量の削減においては都民の行動変容も不可欠であり、5つのアプローチの一つとして「戦略的な仕掛けで一人ひとりの行動変容を促進」を挙げているが、意識の変化や理解の促進などに関する指標は設定されておらず、最終目標との論理的なつながりが明確とは言えない。